

調査計画

- 1 調査の名称 (特定一般統計調査 その他の一般統計調査)
労働災害動向調査

2 調査の目的

産業別、事業所規模別の労働災害発生状況を定期的に把握し、その結果から、労働災害の発生頻度を示す「度数率」及び労働災害の重さの程度を示す「強度率」等を推計し、労働安全衛生施策の策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

- (1) 地域的範囲 (全国 その他)
(2) 属性的範囲 (個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他)

ア 事業所調査票

日本標準産業分類による次に掲げる産業に属し、30人以上の常用労働者を雇用する民営及び公営事業所 (国営の事業所を除く。 「農業、林業」 「漁業」については、民営事業所のみ) 並びに「製造業」のうち特定の産業に属し、10～29人の常用労働者を雇用する民営事業所。

ただし、管理・事務部門のみをもって構成する事業所及び「鉱業、採石業、砂利採取業」のうち鉱山保安法の適用を受ける鉱山は調査対象から除く。

- (ア) 農業、林業
(イ) 漁業
(ウ) 鉱業、採石業、砂利採取業
(エ) 建設業 (総合工事業を除く。)
(オ) 製造業
(カ) 電気・ガス・熱供給・水道業
(キ) 情報通信業 (通信業、新聞業及び出版業に限る。)
(ク) 運輸業、郵便業
(ケ) 卸売業、小売業
(コ) 宿泊業、飲食サービス業 (旅館、ホテルに限る。)
(サ) 生活関連サービス業、娯楽業 (洗濯業、旅行業及びゴルフ場に限る。)
(シ) 医療、福祉 (病院、一般診療所、保健所、健康相談施設、児童福祉事業、老人福祉・介護事業及び障害者福祉事業に限る。)
(ス) サービス業 (他に分類されないもの) (一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備

業、機械修理業及び建物サービス業に限る。)

なお、10～29人の常用労働者を雇用する事業所については、「製造業」のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業及び生産用機械器具製造業のみとする。

イ 総合工事業調査票

次に掲げる工事の種類に属し、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額（税抜き）が1億8,000万円以上の工事現場のうち、労災保険の保険関係成立年月日が調査の対象となる年の4年前の4月1日から調査の対象となる年の7月31日までの範囲であり、かつ、終了年月日が調査の対象となる年の6月1日以降であり、かつ、成立年月日から終了年月日までの日数が155日以上工事現場。

(ア) 河川土木工事業

(イ) 水力発電施設等新設事業

(ウ) 鉄道又は軌道新設事業

(エ) 地下鉄建設事業

(オ) 橋りょう建設事業

(カ) ずい道新設事業

(キ) 道路新設事業

(ク) その他の土木工事業

(ケ) 舗装工事業

(コ) 建築工事業

(サ) その他の建築事業

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

ア 事業所調査票

約32,000事業所 (母集団の大きさ：約250,000事業所)

イ 総合工事業調査票

約5,600工事現場 (母集団の大きさ：約35,000工事現場)

(2) 報告者の選定方法 (全数 無作為抽出 (全数階層あり) 有意抽出)

ア 事業所調査票

事業所母集団データベースを母集団とし、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定する。

ただし、一部の産業・規模について、当該階層の事業所が少ない場合に精度を確保するため全数を調査する場合がある。

イ 総合工事業調査票

労働保険適用台帳に登録されている有期事業の工事現場を母集団とし、工事の種類、工事の請負金額階級別に層化無作為抽出により選定する。

ただし、一部の工事の種類・請負金額について、当該階層の事業所が少ない場合に精度を確保するため全数を調査する場合がある。

詳細は別添1「労働災害動向調査の標本設計」を参照。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 事業所調査票

- (ア) 事業所の名称及び所在地
- (イ) 主な生産品の名称又は事業の内容
- (ウ) 企業全体の常用労働者数
- (エ) 事業所の全労働者数及び常用労働者数
- (オ) 調査期間中の全労働者の延べ実労働時間数
- (カ) 労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数
- (キ) 不休災害被災労働者数

イ 総合工事業調査票

- (ア) 工事現場の名称
- (イ) 主な工事の内容
- (ウ) 工事の請負金額
- (エ) 調査期間中の工事日数
- (オ) 調査期間中の工事現場の全労働者の延べ実労働日数及び延べ実労働時間数
- (カ) 労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数
- (キ) 不休災害被災労働者数

[集計しない事項の有無 無 有

ア 事業所調査票

- ・法人番号、事業所の名称及び所在地は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・主な生産品の名称又は事業の内容は、産業の分類との整合性を確認するために用いるものであり、集計は行わない。

イ 総合工事業調査票

- ・労働保険番号及び工事現場の名称は、調査対象となる工事現場を特定するために用いるものであり、集計は行わない。
- ・主な工事の内容は、工事の種類との整合性を確認するために用いるものであり、集計は行わない。
- ・調査期間中の工事日数は、工事が調査対象に含まれるかどうかを確認するために用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

ア 事業所調査票

基本的には、1月1日から12月31日まで（給与締切日で記入する場合は、調査対象期間前年の最終給与締切日の翌日から調査対象期間の最終給与締切日までの1年間）とする。

ただし、労働者数については、12月末日現在（給与締切日で記入する場合は、調査対象期間の最終給与締切日現在）とする。また、(1)アの(カ)及び(キ)については、調査対象期間の1年間に発生したものについて、調査対象期間の最終日から2週間経過時点の状況を把握する。

イ 総合工事業調査票

1月1日から12月31日まで（給与締切日で記入する場合は、調査対象期間前年の最終給与締切日の翌日から調査対象期間の最終給与締切日までの12か月間）とする。

また、(1)イの(カ)及び(キ)については、各調査対象期間に発生したものについて、当該調査対象期間の最終日から2週間経過時点の状況を把握する。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

厚生労働省－報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール)
 調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

配布 厚生労働省から報告者に郵送する。

回収 報告者が記入した後、厚生労働省あてに郵送またはインターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）により提出する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査の対象となる年の翌年1月1日～1月20日

8 集計事項

別添2「労働災害動向調査 集計事項」を参照。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)

(2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(3) 公表の期日

調査対象年の翌年の6月までに、調査結果の一部を「概況」として、e-Stat及び厚生労働省ホームページに掲載する。その後、調査対象年の翌年の11月までに、全ての調査結果をe-Statに掲載する(厚生労働省ホームページには、e-Statへのリンクを設定する。)

10 使用する統計基準

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他(労災保険率適用事業細目表)

使用しない

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別の表示において、日本標準産業分類を使用する。ただし、総合工事業調査票の範囲の画定及び建設業のうち総合工事業の表示については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第16条の規定に基づき制定された「労災保険率適用事業細目表(昭和47年労働省告示第16号)」に従うものとする。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

記入済み調査票：1年

調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

(2) 保存責任者

記入済み調査票：厚生労働省賃金福祉統計官

調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：厚生労働省参事官(企画調整担当)

労働災害動向調査の標本設計について

1 母集団

(1) 事業所調査

・調査の範囲

日本標準産業分類のうち、「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業(総合工事業を除く。）」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業(通信業、新聞業及び出版業に限る。）」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業(旅館、ホテルに限る。）」、「生活関連サービス業、娯楽業(洗濯業、旅行業及びゴルフ場に限る。）」、「医療、福祉(病院、一般診療所、保健所、健康相談施設、児童福祉事業、老人福祉・介護事業及び障害者福祉事業に限る。）」及び「サービス業(他に分類されないもの)(一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。）」に属し、30人以上の常用労働者を雇用する民営及び公営事業所(国営の事業所を除く。農業、林業、漁業については、民営事業所のみ)並びに製造業のうち「食料品製造業」、「飲料・たばこ・飼料製造業」、「木材・木製品製造業(家具を除く)」、「家具・装備品製造業」、「パルプ・紙・紙加工品製造業」、「窯業・土石製品製造業」、「金属製品製造業」、「はん用機械器具製造業」及び「生産用機械器具製造業」に属し、10~29人の常用労働者を雇用する民営事業所。ただし、管理・事務部門のみをもって構成する事業所及び鉱業、採石業、砂利採取業のうち鉱山保安法の適用を受ける鉱山は調査対象から除く。

・サンプルフレーム

事業所母集団データベースにより作成された事業所リスト

(2) 総合工事業調査

・調査の範囲

工事の種類において、「河川土木工事業」、「水力発電施設等新設事業」、「鉄道又は軌道新設事業」、「地下鉄建設事業」、「橋りょう建設事業」、「ずい道新設事業」、「道路新設事業」、「その他の土木工事業」、「舗装工事業」、「建築工事業」及び「その他の建築事業」に属し、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額(税抜き)が1億8,000万円以上の工事現場のうち、保険成立年月日が調査の対象となる年の4年前の4月1日から調査の対象となる年の7月31日までであり、かつ保険終了(予定)年月日が調査対象となる年の6月1日以降、かつ保険成立から保険終了(予定)までの期間が155日以上であるもの。

・サンプルフレーム

労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく「労働保険関係成立届」、「名称、所在地等変更届」、「概算保険料申告書」に基づき作成された台帳に登録されている有期事業の工事現場リスト

2 抽出方法

(1) 事業所調査

事業所を産業、事業所規模別に層化し抽出する、層化無作為抽出法としている。

(2) 総合工事業調査

工事現場を工事の種類、請負金額階級別に層化し抽出する、層化無作為抽出法としている。

3 目標精度

度数率の標準誤差率が、産業及び事業所規模別に、事業所調査のうち事業所規模100人以上については概ね9%以内、事業所調査のうち事業所規模10~99人については概ね10%以内となるように設定する。また、総合工事業調査については産業計・請負金額計において概ね9%以内となるように設定する。標準誤差率の算出方法は次のとおりである。

$$\frac{\sqrt{\hat{V}(\hat{R})}}{\hat{R}} \approx \sqrt{\sum_{h=1}^L \left(\frac{N_h}{N} \right)^2 \left(\frac{1}{n_h} - \frac{1}{N_h} \right) \left(\frac{\text{Var}(X_h)}{\bar{X}^2} - 2 \frac{\text{Cov}(X_h, Y_h)}{\bar{X}\bar{Y}} + \frac{\text{Var}(Y_h)}{\bar{Y}^2} \right)}$$

$$\bar{X} = \frac{1}{N} \sum_{h=1}^L \frac{N_h}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} X_{hi} \quad , \quad \bar{Y} = \frac{1}{N} \sum_{h=1}^L \frac{N_h}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} Y_{hi}$$

$$\bar{X}_h = \frac{1}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} X_{hi} \quad , \quad \bar{Y}_h = \frac{1}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} Y_{hi}$$

$$Var(X_h) = \frac{1}{n_h - 1} \sum_{i=1}^{n_h} (X_{hi} - \bar{X}_h)^2 \quad , \quad Var(Y_h) = \frac{1}{n_h - 1} \sum_{i=1}^{n_h} (Y_{hi} - \bar{Y}_h)^2$$

$$Cov(X_h, Y_h) = \frac{1}{n_h - 1} \sum_{i=1}^{n_h} (X_{hi} - \bar{X}_h) (Y_{hi} - \bar{Y}_h)$$

ただし、

\hat{R} : 度数率の推計値

h : 抽出層区分

i : 事業所（工事現場）番号

X_{hi} : 事業所（工事現場）の労働災害による死傷者数

Y_{hi} : 事業所（工事現場）の延べ実労働時間数

N : 母集団事業所（工事現場）数

N_h : 各層の母集団事業所（工事現場）数

n_h : 各層の標本事業所（工事現場）数

4 標本の交替について

調査を行う都度、報告者を選定し直す。

5 母集団推計を行う場合の推計方法

(1) 事業所調査

産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出している。

(2) 総合工事業調査

工事の種類、請負階級ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出している。

労働災害動向調査 集計事項

(1) 事業所調査票

- 第1表 産業（大・中分類）、事業所規模別全度数率、不休災害度数率、労働不能程度別労働災害率及び死傷者1人平均労働損失日数（事業所規模30人以上）＊
- 第2表 産業（大・中分類）、企業規模別全度数率、不休災害度数率、労働不能程度別労働災害率及び死傷者1人平均労働損失日数（事業所規模30人以上）
- 第3表 特掲産業（小分類）、事業所規模別全度数率、不休災害度数率、労働不能程度別労働災害率及び死傷者1人平均労働損失日数（事業所規模30人以上）＊
- 第4表 産業（製造業特定産業）別全度数率、不休災害度数率、労働不能程度別労働災害率及び死傷者1人平均労働損失日数（事業所規模10～29人）
- 第5表 産業（大分類）、都道府県別全度数率、不休災害度数率、労働不能程度別労働災害率及び死傷者1人平均労働損失日数（事業所規模100人以上）
- 第6表 産業（計・製造業・その他）、事業所規模、事業所平均月間実労働時間階級別全度数率、不休災害度数率、労働不能程度別労働災害率及び死傷者1人平均労働損失日数（事業所規模30人以上）
- 第7表 産業（大・中分類）、事業所規模、度数率階級別事業所数の割合（事業所規模30人以上）＊
- 第8表 産業（計・製造業・その他）、事業所規模、事業所平均月間実労働時間階級、度数率階級別事業所数の割合（事業所規模30人以上）
- 第9表 産業（製造業特定産業）、度数率階級別事業所数の割合（事業所規模10～29人）

(2) 総合工事業調査票

- 第10表 建設業（総合工事業）工事の種類、請負金額区分別全度数率、不休災害度数率、労働不能程度別労働災害率及び死傷者1人平均労働損失日数＊
- 第11表 建設業（総合工事業）都道府県別全度数率、不休災害度数率、労働不能程度別労働災害率及び死傷者1人平均労働損失日数
- 第12表 建設業（総合工事業）工事の種類、度数率階級別工事現場数の割合

「＊」は調査結果の概況に掲載予定の統計表である。ただし、調査結果の概況には、これ以外の統計表を用いることもある。